

公益社団法人日本河川協会会員の会費に関する規則

公益社団法人日本河川協会定款（以下「定款」という。）第7条に規定する会費に関しては、この規則に定めるところによる。

（会費）

第1条 会費は、正会員の区分に応じて、次のとおりとする。

一種正会員及び三種正会員

級	年額	金	
1級	同	金	600,000円
2級	同	金	500,000円
3級	同	金	400,000円
4級	同	金	300,000円
5級	同	金	250,000円
6級	同	金	200,000円
7級	同	金	150,000円
8級	同	金	100,000円
9級	同	金	70,000円
10級	同	金	50,000円
11級	同	金	30,000円
二種正会員	同	金	6,000円

（会費の納付期限）

第2条 会費は、毎年当該年度の7月31日までに納めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。

（会員の権利）

第3条 会員は、会報の配布を受ける権利を有する。

- 2 一種正会員及び三種正会員は、雑誌「河川」の配布を受ける権利を有する。
- 3 会員は、本会が主催するセミナー、その他の行事に参加する権利を有する。

（規則の変更）

第4条 この規則は、総会において出席正会員の議決権総数の過半数の同意がなければ変更することができない。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 会費及び会員の権利に関する規則（平成10年4月1日適用）は、廃止する。

附 則（平成30年5月30日）

この改正後の規則は、平成30年度の会費から適用する。